

令和 6 年度
第二キッズスクール学童クラブ
令和 7 年 3 月 30 日

事業所評価

チェック項目	はい	どちら ともい えない	いいえ	目標	改善目標工夫している点等
○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組む、放課後児童 支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○			◆放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。 ◆また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。	
○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後 児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる	○			◆放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。 ・子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。 ・児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。 ・国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。 ・守秘義務を順守する。 ・関係法令に基づき個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを保護する。 ・保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。 ・放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。 ・事業の社会的責任や公共性を自覚する。	

○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて 対応している。	○		◆要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、子どもや保護者に周知する。◆苦情対応については、市町村と放課後児童クラブの運営主体が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等に予め周知する。◆子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。◆要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。	
○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○		◆放課後児童支援員等は、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。◆放課後児童支援員等は、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援に当たっての課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。	
○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保 や参加できる環境を整えている。	○		◆放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。◆放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の取得、維持及び向上に努める。◆放課後児童クラブの運営主体は、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。	
○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を			◆放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。◆評価を行う際には、子どもや	掲出はしているがホームページの活用を今後行ってい

公表し、事業内容の向上に生かしている。		○		保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。 ◆評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。	く必要がある
○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成 支援を行っている。	○			◆放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められる。 ◆放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。	
○育成支援の内容について理解している。	○			◆放課後児童クラブに通う子どもは、保護者が労働あるいは疾病や介護等により授業終了後の時間帯（放課後、学校休業日）に子どもの養育ができない状況によって、放課後児童クラブに通うことが必要となっているため、その期間を子どもが自ら進んで通い続けるためには、放課後児童支援員等が保護者と連携して育成支援を行う必要がある。 ◆放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達と一緒に過ごす場である。放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、子ども が安心して過ごせるようにし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。 ◆子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、子どもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行う必要がある。 ◆子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。 ・放課後児童クラブに通うことについて、その必要性を子どもが理解できるように援助する。 ・放課後児童支援員等は、子どもの様子を日常的に保護者に伝え、放課後児童支援員等と保護者がお互いに子ども	

			の様子を伝え合えるようにする。 ・子どもが放課後児童クラブに通うことに関して、学校と情報交換し、連携する。 ・子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について、地域の人々と理解と協力が得られるようにする。 ◆子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。 ・子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。 ・子どもの来所時には、子どもが安心できるよう迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握する。 ・遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。 ◆子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。 ・子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるようにし、主体的に生活できるように援助する。 ・放課後児童支援員等は、子ども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、柔軟に活用して子どもが放課後の時間を自己管理できるように援助する。 ・放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、保護者にも伝えて理解を得ておく。 ◆放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。 ・手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身につくように援助する。 ・子ども達が集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるようにする。 ◆子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。 ・子ども達が協	
--	--	--	--	--

			力し合って放課後児童クラブの生活を維持していくことができるようにする。その際、年齢や発達状況が異なる子ども達が一緒に生活していることを考慮する。 ・子どもが仲間関係をつくりながら、自発的に遊びをつくりだすことができるようにする。 ・遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように、適切に援助する。 ・子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、放課後児童支援員等が協力して適切に対応する。 ・屋内外ともに子どもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくる。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮する。 ・子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。 ・放課後児童クラブの子どもたちが地域の子供たちと一緒に遊んだり活動したりする機会を設ける。 ・地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにする。 ◆子どもが自分の気持ちや意見を表現することできるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。 ・子ども一人ひとりの放課後児童クラブでの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重する。 ・子どもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築く。 ・行事等の活動では、企画の段階から子どもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にある子どもがそれぞれ	
--	--	--	--	--

			れに主体的に運営に関わることができるように工夫する。 ◆子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおつを適切に提供する。 ・発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。 ・おやつを提供に当たっては、捕食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。 ・おやつ提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。 ・食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。 ◆子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。 ・子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。 ・子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。 ・事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるように、対応方針を作成して定期的に訓練を行う。 ◆放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。 ・放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝える。 ・子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する。	
○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可			◆障害のある子どもの育成支援について、運営指針解説書に掲載されてい	

能な限り受入れに努めて いる。	○		る関連法令、条例、通知等を理解している。 ◆障害のある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子どもの同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受け入れに努める。 ◆放課後児童クラブによっては、新たな環境整備が必要となる場合なども考えられるため、受入れの判断については、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように判断の基準や手続き等を定めることが求められる。 ◆障害のある子どもの受入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の移行等を個別に把握する。 ◆地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業 所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。	
○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を 行っている。	○		◆障害のある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。 ◆継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。 ◆障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解する。 ◆障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備	

			事業の活用等も考慮する。◆障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。◆障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）の理念に基づいて、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。	
○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な 養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○		◆放課後児童支援員等は、児童虐待の防止に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な 養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む、以下同じ。）や関係機関と連携し、児童福祉法第 25 条の 2 の 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められる。◆児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、放課後児童クラブの運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して 放課後児童クラブとして適切な対応を図らなければならない。 ○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。 ◆放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境にも配慮し、家庭での養育について特別な支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。◆放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報	

			交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。	
○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○		◆特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。	
○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○		◆子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておく。 ◆放課後児童クラブにおける子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と放課後児童クラブで情報を共有する。 ◆保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要である。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用する。	ラインの活用
○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○		◆放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。 ◆保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。また、必要に応じて市町村や関係機関と連携する。	
○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。		○	◆放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。 ◆保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援する。	保護者会設立を保護者に打診しているが受け手がいない。検討必要
○育成支援に係る職務を実施している。	○		◆子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。 ◆日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。 ◆職場内で情報を共	

			有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。 ◆通信や保護者会等を通して、放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援に当たって必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。	
○運営に関わる業務を実施している。	○		◆放課後児童クラブの運営に関わる業務として、次の取り組みも必要とされている。 ・業務の実施状況に関する日誌（子どもの出欠席、職員の服務に関する状況等） ・運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ ・おやつ発注、購入等 ・遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓 ・保護者との連絡調整 ・学校との連絡調整 ・地域の関係機関、団体との連絡調整 ・会計事務 ・その他、事業運営に関する記録	
○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○		◆子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。 ◆子どもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。	
○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○		◆学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。	
○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○		◆新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。 ◆保育所、幼稚園等との子ども同士の交流、職員同士の交流等を行う。	
○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。			◆放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組	民生委員、児童補導員との連携

	○			織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。 ◆地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げる。 ◆事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。 ◆子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る。	
○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○			◆学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、学校や関係者の協力が得られるよう努める。 ◆「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。なお、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できない子どもがいることも考慮する。 ◆放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図る。 ※「新・放課後子ども総合プランについて」（平成30年9月14日 30文科生第396号・子発0914第1号 文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省初等中等教育局長・文部科学省大臣官房文教施設企画部長・厚生労働省子ども家庭局長通知）で示された「新・放課後子どもプラン」を参照。	
○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。			○	◆児童館の中で放課後児童クラブを実施する場合は、市町村が条例で定める最低基準とその運営指針に基づいて、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。 ◆児童館に来館する	

			子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるように、遊びや活動に配慮する。 ◆放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用する。 ※「児童館ガイドラインの改正について」（平成 30 年 10 月 1 日 子発 1001 第 1 号 厚生労働省子ども家庭局長通知）で示された「児童館ガイドライン」を参照。	
○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針 を予め定めている。	○		◆手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品等を備え、適切に管理し、適切に使用する。 ◆施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。 ◆感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。 ◆感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。	
○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時 における対応方針を予め定めている。	○		◆日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の安全点検も含まれる。 ◆事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルにそった訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。 ◆放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるよう援助する。 ◆おやつ提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応を学んでおく。 ◆事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保	

			護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。 ◆放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。 ◆放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損賠賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に参加することも必要である。	
○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生 時における対応方針を予め定めている。	○		◆放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害時の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年 2 回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不足の事態に備えて必要な対応を図る。 ◆市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。 ◆災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。 ◆災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。	
○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○		◆子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保する。 ◆保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。 ※「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」(平成 30 年 7 月 11 日 子子発 0711 第 1 号・30 生社教第 4 号 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長及び文部科学省生涯学習政策局社	

			会教育課長事務取扱)で示された「放課後児童クラブ等への来所・帰宅時における安全点検リスト」を参照。	
○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○		◆子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。◆専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保することが求められる。◆室内のレイアウトや装飾、採光等、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも求められる。◆子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びの場所を確保することが求められる。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。◆子どもの遊びや生活の場の他に、放課後児童支援員等が事務作業や更衣ができるスペース等も求められる。	
○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○		◆衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。◆年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を工夫する。	
○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○		◆放課後児童クラブには、年齢や発達状況が異なる子どもを同時にかつ持続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員(基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの)を置かなければならない。◆ただし、そのうち1人は、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者)に代えることができる。	
○支援の単位ごとに育成支援を行っている。			◆放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行わなければなら	

	○			ない。 ◆なお、放課後児童クラブを利用する子どもが 20 人未満の場合で、放課後児童支援員のうち 1 人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。	
○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。		○		◆子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。	常勤雇用、非常勤雇用の定着
○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を 前提として設定している。		○		◆放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。	
○適切な子ども数の規模の範囲（おおむね 40 人以下）で運営している。	○			◆放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。 ◆子ども集団の規模(支援の単位) は、子どもが相互に関係性を構築したり、1 つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね 40 人以下とする。	
○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○			◆開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。 ◆開所時間については、学校の授業の休業日は 1 日につき 8 時間以上、学校の授業の休業日以外の日は 1 日につき 3 時間以上の開所を原則とする。なお、子どもの健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が求められる。 ◆開所する日数については、1 年につき 250 日以上を原則として、保護者の就労日数、学校の授業の休業日その他の地域の実情等を	運営規定、しおり等で保護者へ事前説明

			考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。 ◆新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。	
○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○		◆放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要である。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。 ◆放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供することが求められる。 ◆利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明することが求められる。 ◆特に新1年生の環境変化に考慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。 ◆子どもが放課後児童クラブを退所する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。	
○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○		◆放課後児童健全育成事業は、市町村が行うこととし、放課後児童クラブの運営については、育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営することが求められる。	
○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○		◆子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。 ◆地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める。 ◆放課後児童クラブの運営の内容について、自ら評価を行	

			い、その結果を公表するように努める。 ◆子どもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしない。 ◆放課後児童クラブごとに事業の運営についての重要事項（①事業の目的及び運営の方針、②職員の職種、員数及び職務の内容、③開所時間及び開所日、④育成支援の内容及び利用料、⑤定員、⑥事業の実施地 域、⑦事業の利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他事業の運営に関する重要事項）に関する運営規定を定め、また、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。 ◆放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には、育成支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに、保護者の理解が得られるように努める必要がある。	
○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切 に整備している。	○		◆放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。 ◆放課後児童支援員等の健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から、健康診断等の実施が必要である。 ◆放課後児童支援員等が、業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入しておくことが必要である。また、必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入しておくことが求められる。 ○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。◆利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。	

○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○			◆社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 75 条第 1 項の規定に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。◆このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。	法人本部で公開